



災害時における  
西日本高速道路株式会社四国支社所管施設の  
災害応急復旧業務に関する協定書

平成18年12月

災害時における西日本高速道路株式会社四国支社所管施設の  
災害応急復旧業務に関する協定書

西日本高速道路株式会社四国支社（以下「甲」という。）と社団法人日本土木工業会四国支部（以下「乙」という。）は、災害時における西日本高速道路株式会社四国支社所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する施設等（以下「所管施設」という。）において、地震及び風水害等による広域かつ大規模な災害により、交通確保が困難となった場合（以下「震災時等」という。）に速やかな交通確保を図るための応急復旧に係る支援業務（以下「業務」という。）に関し、乙は業務の遂行に必要な建設機械、資材及び労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、甲所管施設における災害発生箇所とする。

（業務の協力要請）

第3条 甲又は甲が所掌する管理事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認める場合には、その被災状況に応じて乙に乙の会員の出勤を要請することができるものとする。甲は、道路の被災状況に応じ、乙に対して応急復旧業務のための協力の要請を書面、電話等により行うものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、甲又は事務所長等の協力要請に基づく、乙が保有する建設資機材等の提供とする。

（業務の実施体制）

第5条 乙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な建設資機材等の確保、動員の方法を定め、乙の会員による編成表及び連絡系統としたその実施体制を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は事務所長等に乙の実施体制を通知しておくものとする。

（建設資機材等の報告）

第6条 乙は、前条第1項に定める建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ乙の会員の編成表ごとに、書面により甲に報告するものとする。

- 2 乙は、前項で報告した内容について毎年度当初に見直しを行い、その結果を甲に書面で報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲又は事務所長等は、乙に乙の会員の出勤を要請したときは、速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第8条 乙の会員は、第3条により甲からの協力要請について、乙から連絡があったときは、復旧業務を統括する責任者（以下「作業責任者」という。）を速やかに甲の管理事務所に派遣するものとする。

- 2 派遣された作業責任者は、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲または事務所長等の指示により業務を実施するものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、甲又は乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は乙の建設資機材等に損害が生じた場合においては、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その対応については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(甲以外の道路への協力)

第10条 甲は、甲以外の道路の応急復旧業務について、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により応急復旧業務の協力を要請された時は、可能な範囲でこれに協力するものとする。ただし、乙の業務上の理由等により協力が困難な場合は、この限りではない。
- 3 甲は、乙が甲以外の道路の応急復旧業務の協力に応じたときには、甲以外の道路管理者名、担当者名、連絡先等必要な事項について通知するものとする。
- 4 乙は、前項の規定に基づき通知があったときには、速やかに通知された道路管理者と応急復旧業務の具体的な内容、契約手続、経費の支払いについて、協議を行うものとする。
- 5 乙は、甲が通知した道路管理者と協議が整ったときには、甲が通知した道路管理者の指示に基づき応急復旧業務を実施するものとする。

(防災連絡会の実施)

第11条 甲及び乙は、年1回程度防災連絡会を開催し、防災業務に係わる事項について連絡調整を行い防災業務の強化を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、平成19年1月4日から平成20年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、引続き同一条件をもって、この協定の有効期間を1年間延長したものとみなし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年12月26日

甲 高松市朝日町4丁目1番3号

西日本高速道路株式会社四国支社長

山崎 寿重



乙 高松市磨屋町6番4号

社団法人日本土木工業会四国支部長

岡田 進

